こどもに関する人権問題

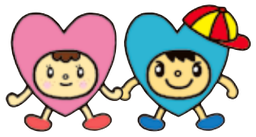

赤ちゃんは人を差別することはありません。心の成長過程において周りの人々の影響を強く受け、その中で偏見や差別が生まれていくと思われ、身近な人たちの差別的な考えが、こどもへ伝わっていくことが考えられます。

私たちはこどもの健やかな成長を願っていますが、熱心になるあまり、大人の価値観をこどもに一方的に押しつけてしまうということはないでしょうか。こどもが意見を言っても「こどもに何が分かる」、「こどものくせに」と、こどもの意見や価値観といったものを認めようとしないこともあるのではないでしょうか。

大人が考えるような「良い子」になってほしいと懸命に育てるあまり、こどもが本来持っている「個性」や「自主性」が失われ、自分に自信が持てないこどもになっているかもしれません。

こども自身も大人の期待にあわせて、「良い子」になろうと自分の気持ちを抑えている面もあるかもしれません。

大人がこどもの意見や価値観を認めようとしなければ、こどもは夢や希望を持てず、またこどもの持つ一人ひとりの良さを伸ばすこともできないかもしれません。

さらに、「いじめ」などを原因にこどもが自らの尊い命を絶ったり、虐待によってその命を奪われたりという深刻な事件も起きています。

私たちは、こどもの権利について十分に理解し、こどもの意見にも常に耳を傾けるとともに、こども一人ひとりが自分に自信を持つことができるよう、家庭や学校・地域社会との連携を図りながら子育てに取り組む必要があります。

子どもの権利

公益財団法人人権教育啓発推進センター人権ポケットブックより引用

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利です。

「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、今もって子どもたちの「人権」が守られていない実情にあります。

国際的にも武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身取引、性的搾取・虐待など、子どもの尊厳を踏みにじる行為も後を絶ちません。

子どもとは、成長の過程にある者であり、大人と同様、子どもも人権を持っていることを誰もが認識しなければなりません。

知っていますか？「こども基本法」

「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年（2022年）6月に成立し、令和5年（2023年）4月に施行されました。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

「こども」は何歳まで？

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。

「こども施策」とは？

次のような取組のことを「こども施策」といいます。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート（例えば、居場所づくり、いじめ対策など）
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート（例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）
- これらと一体的に行われる施策（例えば、教育施策、雇用施策、医療施策など）

6つの基本理念

「こども基本法」には、6つの基本理念が定められています。こども施策はこの6つの基本理念をもとに行われます。

一　すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

二　すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

三　年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること。

四　すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって、最もよいことが優先して考えられること。

五　子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

児童虐待に関する相談・通告窓口

児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。

通告をした後の調査で虐待の事実はなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

通告は「支援」の始まりです。虐待に気づいたら、「通告」しましょう。

相談・通告窓口	電話番号
中央区保健こども課	328-2421
東区保健こども課	367-9130
西区保健こども課	329-6838
南区保健こども課	357-4135
北区保健こども課	272-1104
熊本市児童相談所	366-8181 189（いちはやく）（3桁）

業務時間／平日 8:30～17:15
夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。
また児童相談所全国共通ダイヤル189番（いちはやく）へかけるとお近くの児童相談所につながります。